

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 6 9 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
都市整備課	<p>【改正趣旨】 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、同政令を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 7 条の 5 第 5 項 租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 0 条の 2 第 1 3 項、第 3 8 条の 4 第 2 2 項</p> <p>【改正内容】 租税特別措置法施行令第 2 0 条の 2 第 1 3 項が同条第 1 4 項に、第 3 8 条の 4 第 2 2 項が同条第 2 3 項に繰下げとなることに伴い、当該規定を引用する別表第 7 3 号（特定の民間再開発事業認定申請手数料）の規定を改正する。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>